

御殿場市災害時の要配慮者避難支援計画

御 殿 場 市

令和 4 年 1 2 月

目 次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置づけ	1
3 避難支援体制の整備方針	1
(1) 対象者	2
(2) 対象災害、地域	3
4 推進体制	3
5 関係機関等の役割	4
(1) 市の役割	4
(2) 地域の役割	5
①自主防災組織の役割	5
②民生委員児童委員の役割	5
(3) 社会福祉協議会の役割	5
(4) 相談支援事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター その他福祉関係事業所の役割	5
(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	5
(6) 消防本部の役割	6
(7) 避難所施設管理者の役割	6
(8) 御殿場警察署の役割	6
(9) 県健康福祉センターの役割	6
(10) 県危機管理部の役割	6

第2章 要配慮者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成	7
(1) 名簿の目的	7
(2) 名簿の対象者	7
(3) 情報収集方法	8
(4) 名簿作成・提供のための調査	8
(5) 収集する内容	8
2 名簿の提供・管理	
(1) 名簿の提供先	9
(2) 名簿の適正管理	9
(3) 名簿の更新	9
(4) 避難行動要支援者名簿掲載不同意者名簿	9
(5) 不同意者名簿の提供	9
(6) 名簿に掲載されていない要配慮者への対応	9

第3章 個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成	10
-------------------------------	----

2	個別避難計画の共有・管理	11
(1)	個別避難計画の共有の範囲	11
(2)	個別避難計画の適正管理	11
3	個別避難計画の確認	11

第4章 避難支援・安否確認体制の整備

1	避難支援の実施体制	12
(1)	市における避難支援体制	12
(2)	地域における避難支援体制の整備	12
(3)	社会福祉施設等の避難支援体制の整備	12
2	情報伝達体制の整備	12
(1)	要配慮者への情報伝達	12
(2)	避難支援等関係者への情報伝達	13
3	発災時の避難体制	13
4	要配慮者の避難支援方法等の普及	14
5	ボランティア等との連携	14
6	避難支援訓練の実施	14

第5章 避難所等における支援体制

1	避難所等における要配慮者支援体制	15
(1)	開設の周知	15
(2)	避難所との連携	15
(3)	支援体制の確認	15
(4)	優先的支援の実施	15
2	福祉避難所	15
(1)	福祉避難所の指定	15
(2)	福祉避難所の確保	15
(3)	設置・運営訓練の実施	16

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。

防災対策の推進にあたっては総合的な取り組みが重要であり、中でも高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっている。

市は、風水害や地震、富士山噴火等の災害に備え、要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要配慮者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段、伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、要配慮者支援計画を作成する。

また、行政区（以下「地域」という。）においては、自主防災組織、民生委員児童委員等が連携し、平常時から円滑な支援体制を確立するよう努め、発災時に自助、共助により避難や安否確認等を実施する体制を整備する。

2 位置づけ

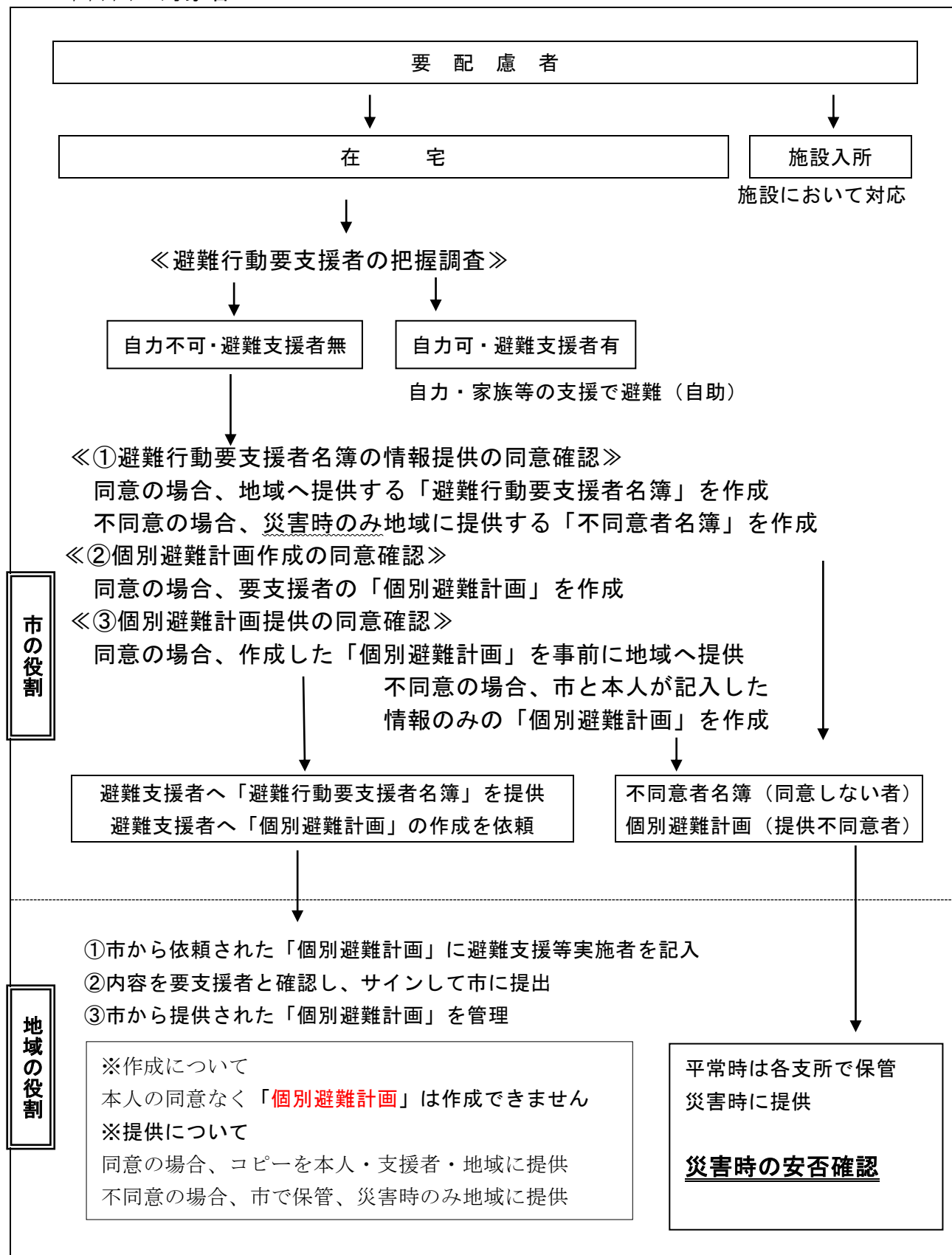
本計画は、「御殿場市地域防災計画」の中の共通対策編第2章第12節「要配慮者支援計画」のうち、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 避難支援体制の整備方針

（1）対象者

要配慮者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者（以下「避難行動要支援者」という。）について、重点的かつ優先的に進める。

本計画の対象者



(2) 対象災害、地域

本計画は、風水害、地震、火山噴火や国民保護に関する事態全ての災害を対象とし、対象地域は市全域とする。

4 推進体制

市は、要配慮者の避難支援業務を的確に実施するため、関係課で構成する要配慮者支援チームを設置する。

要配慮者支援チームは、関係機関と連携し、要配慮者の避難支援対策を推進するものとする。

要配慮者支援チーム

【位置づけ】

平常時は、市の関係部課による横断的なプロジェクトチームとして設置する。

災害時は、市災害対策本部の健康福祉部内に設置する。

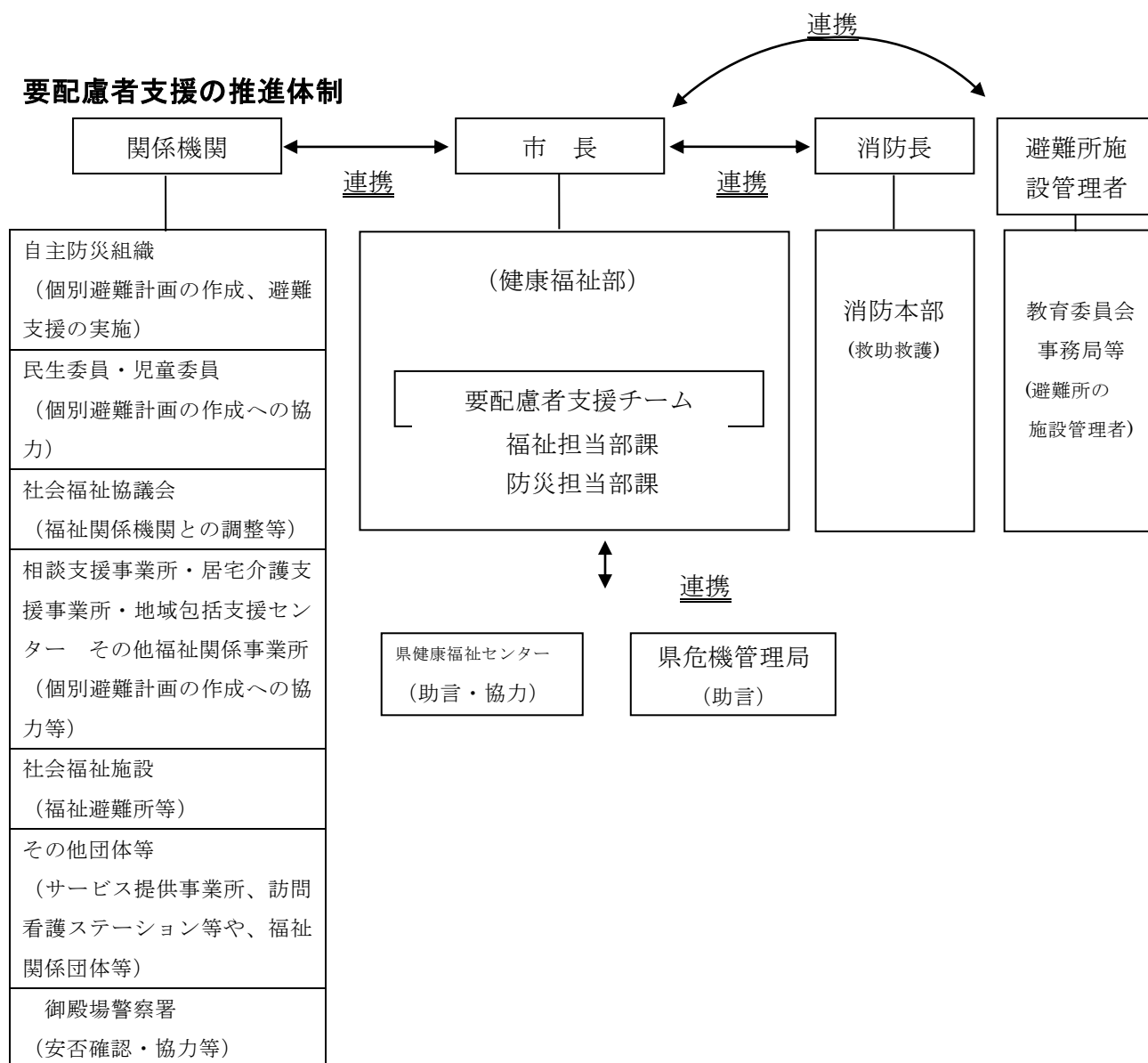
【構成】

平常時は、市の関係部課で構成するが、避難支援体制の整備推進にあたっては、御殿場市社会福祉協議会、自主防災組織等の関係者の協力を得ながら進める。

【業務】

平常時は、要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、個別避難計画の作成、地域における要配慮者参加型の防災訓練への協力、広報等を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、避難状況の把握、避難所等との連携及び情報共有、単独の避難所に対応できない場合の広域的な調整等を行う。



5 関係機関等の役割

(1) 市の役割

<平常時>

ア 要配慮者支援チームの設置

イ 高齢者や障がいのある人等、要配慮者に関する情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成及び地域への提供

ウ 避難行動要支援者の個別避難計画作成及び地域への提供

エ 福祉避難所の協定締結

オ 要配慮者の避難支援方法等、避難支援訓練に関する指導、助言

カ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

<災害時>

- ア 災害対策本部の健康福祉部内に要配慮者支援チームを設置
- イ 要配慮者に関する避難状況の把握
- ウ 避難準備情報等の発令、伝達
- エ 避難所と連携した要配慮者支援
- オ 福祉避難所の開設

(2) 地域の役割

①自主防災組織の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の活用、充実
- イ 避難行動要支援者の個別避難計画作成
- ウ 避難行動要支援者の避難支援訓練

<災害時>

- ア 避難行動要支援者への避難情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者の避難支援と安否確認

②民生委員児童委員の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の共有、情報提供
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別避難計画作成への協力

<災害時>

- ア 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達への協力
- イ 避難行動要支援者の避難・安否確認への協力

(3) 社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 地域福祉の推進（地域参加の啓発、誘導）
- イ 地域の災害ボランティア団体等の組織化の支援

<災害時>

- ア 災害ボランティア等の受入、派遣調整

(4) 相談支援事業所・居宅介護支援事業所・地域包括支援センター その他福祉関係事業所

<平常時>

- ア 個別避難計画作成への協力、災害時ケアプランとの整合性

<災害時>

- ア 必要な災害時ケアプランの実施
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 避難支援体制への協力
- イ 避難施設として施設を使用する協定の締結への協力
- ＜災害時＞
- ア 要配慮者の受入れ
- イ 避難行動要支援者の移送への協力

（６）消防本部の役割

- ＜平常時＞
- ア 要配慮者の避難支援方法等に対する助言
- イ 避難行動要支援者名簿の共有、情報提供
- ＜災害時＞
- ア 要配慮者の安否確認の協力、救助、救護
- イ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達への協力

（７）避難所施設管理者の役割

- ＜平常時＞
- ア 要配慮者支援に関する避難所施設の保全管理
- イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練、研修への協力
- ＜災害時＞
- ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整

（８）御殿場警察署の役割

- ＜平常時＞
- ア 要配慮者の避難支援方法等に対する助言
- ＜災害時＞
- ア 要配慮者の安否確認、救援、救助
- イ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達への協力

（９）県健康福祉センターの役割

- ＜平常時＞
- ア 市へ指定難病患者リストの提供
- イ 避難支援プラン作成への助言
- ＜災害時＞
- ア 難病患者の安否確認への協力
- イ 避難支援対策に関する調整

（１０）県危機管理部の役割

- ＜平常時＞
- ア 情報伝達体制の整備に関する助言
- イ 避難支援プラン等作成に関する助言
- ウ 避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練に関する支援
- ＜災害時＞

ア 避難支援対策に関する総合調整

第2章 要配慮者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者の把握に努める。

また、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という。）を作成する。

（１）名簿の目的

名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 在宅の避難行動要支援者の全体把握
- イ 避難行動要支援者の把握調査
- ウ 災害時の避難支援
- エ 平常時の啓発及び防災訓練への協力

（２）名簿の対象者

一般に、高齢者や障がいのある人等の要配慮者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、市は、被災リスクの高い要配慮者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、生活基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な要配慮者を対象として避難行動要支援者名簿を作成する。

	対 象 者	担 当 課
ア	介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する要介護認定において、要介護３以上の判定を受けている者	長寿福祉課
イ	身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の１級～４級に該当する者	社会福祉課
ウ	「療育手帳制度について」（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者	社会福祉課

エ	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	社会福祉課
オ	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない状況にある者	長寿福祉課
カ	小児慢性特定疾病医療費助成受給者	御殿場健康福祉センター
キ	指定難病及び特定疾患医療受給者	御殿場健康福祉センター
ク	前各号に準ずる状態にある者	

(3) 情報収集方法

市は、市において把握している以下の台帳等に登載されている情報を名簿作成のための調査に利用する。

- ア 要介護・要支援認定台帳
- イ 身体障害者更生指導台帳
- ウ 療育手帳交付台帳
- エ 精神障害者手帳交付台帳
- オ 高齢者実態把握名簿

また、市は、以下の情報を御殿場健康福祉センターから取得する。

- ア 小児慢性特定疾病患者リスト
- イ 指定難病及び特定疾患患者リスト

(4) 名簿作成・提供のための調査

市は、名簿作成のため、調査等により避難行動要支援者を把握し、あわせて名簿に氏名等を掲載し自主防災組織等に情報提供することの可否について対象者の同意を得るものとする。

調査等の結果により、避難行動要支援者であると申出があり、かつ同意を得られた対象者については、名簿に掲載し、自主防災組織等に提供する。

(5) 収集する内容

名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定めるものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号その他連絡先等

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 名簿の提供・管理

(1) 名簿の提供先

市は、避難支援体制を整備するため、御殿場市個人情報保護条例第13条第2項第1号の規定に基づき、名簿を関係部課で共有するとともに、地域に提供する。

(2) 名簿の適正管理

名簿の原本は市が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管する。

名簿は「御殿場市個人情報保護条例」の利用及び提供の制限の例外規定に基づくものであり、避難行動要支援者の避難支援の目的にのみ使用する。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、市職員及び地域においては守秘義務を厳守するとともに、名簿等を保管する責任者は個人情報保護について「災害時避難行動要支援者の情報の共有に関する協定書」に基づき守秘義務の確保に努めるものとする。また、情報共有者は情報の適正管理を徹底する。

(3) 名簿の更新

市は、必要に応じて名簿の更新を行い、関係部課で共有するとともに、地域に提供する。

(4) 避難行動要支援者名簿掲載不同意者名簿

市において、前項4号による意思確認をした結果、掲載に同意を得られなかった場合については、避難行動要支援者名簿不同意者名簿（以下「不同意者名簿」という。）として名簿化し、市が保管する。

(5) 不同意者名簿の提供

災害が予測される場合、又は発生した場合には、安否確認の必要があることから、御殿場市個人情報保護条例第13条第2項第3号の規定に基づき、地域に名簿を提供し、不同意者名簿掲載者の避難支援及び安否確認を実施するものとする。

(6) 名簿に掲載されていない要配慮者への対応

地域において、名簿に掲載されていない要配慮者を確認した場合は、速やかに実態を把握し、避難行動要支援者と判断した場合には、市と連携して、名簿への掲載及び個別避難計画の作成についての調査を行う。

第3章 個別避難計画の作成

1 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に対し、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）の作成及び作成した個別避難計画を自主防災組織等に提供することについて同意を得る。同意を得られた避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成する。

避難行動要支援者の生活状況等については以下の内容を参考に可能な範囲で把握するものとし、様式は別に定めるとおりする。

ア 生活状況

- ・ 身体の状態（障害、疾患、認知症の有無等）
- ・ 世帯の状態（世帯構成、同居の有無、勤務実態等）
- ・ 日常の状態（行動時間帯、通院の有無等）

イ 住居状況

- ・ 居住建物の建築時期、構造、耐震診断結果、家具の固定等の状況
- ・ 普段の居室、寝室の位置等の見取図

ウ 情報伝達の流れ

- ・ 情報伝達経路及び伝達手段

エ 情報伝達での留意事項

- ・ 情報が伝わりにくい場合等の留意事項
例）聴覚障害があるため文字による伝達が必要である

オ 避難時に携行する医薬品等

- ・ 継続的に服薬する必要がある場合に必要な医薬品等の名称や分量、服薬方法等の情報

カ 避難誘導時の留意事項

- ・ 避難行動要支援者の状態やそれに伴う移動に必要な手段等、避難行動における留意事項
例）自力歩行が困難で車椅子が必要である
視力障害があるため（道路が陥没しているなど）周囲の状況について言葉で伝えながら手を引いて誘導してほしい

キ 避難先での留意事項

- ・ 避難先で必要となる対応等についての留意事項
例）聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要

自力歩行困難のため移動支援や手段が必要
普段と違う環境や大きな音でパニックを起こすため落ち着ける空間が必要

ク 避難所及び避難経路

- ・避難先の住所地、名称、受入れ人数
- ・避難経路における注意事項等
例)「塀倒壊の注意箇所あり」などあらかじめ確認をするよう努める

ケ 避難支援等実施者

- ・災害時に本人が必要とする避難支援を実施する者を記載

作成にあたっては、本人や家族からの協力に加え、相談支援事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等日頃から本人の支援に携わっている関係者の協力を得るよう努めることとする。また、災害時ケアプラン等が作成されている要支援者については、個別避難計画と整合性をとり、避難支援の実施に際し活用できるよう配慮する。

2 個別避難計画の共有・管理

(1) 個別避難計画の共有の範囲

前項に規定する同意確認において、作成した個別避難計画を自主防災組織等に提供することについて同意を得られた要支援者の個別避難計画については、原本を市が保管し、複写したものを本人及び自主防災組織が保管することとする。

個別避難計画は、避難支援実施者や個別避難計画の作成に係る関係者が情報共有・閲覧できるものとする。また、消防署、警察など、発災時に避難支援等に関わる関係機関もあらかじめ情報を共有できるものとする。

(2) 個別避難計画の適正管理

個別避難計画を保管する者は、個人情報の保護に配慮し、避難支援の目的以外に計画を使用してはならない。

また、個別避難計画を保管する者は、保管にあたり、特に個人情報については関係者以外の者が閲覧することのないよう、情報管理に十分配慮する。

3 個別避難計画の確認

地域において、迅速・的確な避難支援が実施できるよう、避難行動要支援者を含め、関係者がお互いに計画の内容について事前に確認するものとする。

また、地域において計画の内容を随時確認するよう努める。内容の見直しが必要になった場合には、避難行動要支援者や家族、関係者等が市に申出を行い、更新するよう努める。

第4章 避難支援・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、要配慮者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、市の体制を整備する。

(2) 地域における避難支援体制の整備

地域においては、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、日頃から各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、避難行動要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の事前整備に努め、避難情報の発令等の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

2 情報伝達体制の整備

(1) 要配慮者等への情報伝達

市は、防災無線のほか、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要配慮者及び地域へ避難情報等の防災情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービス等の活用を推進する。

また、発令された避難情報等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア 防災無線の活用

イ ファクシミリ

ウ 携帯電話メール機能（災害情報配信サービス）

エ 放送事業者への情報提供

オ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援等関係者への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援等関係者が要配慮者支援体制を速やかに整

えられるよう、避難支援等関係者へ防災情報を積極的に提供し、要配慮者支援体制の確保に努める。

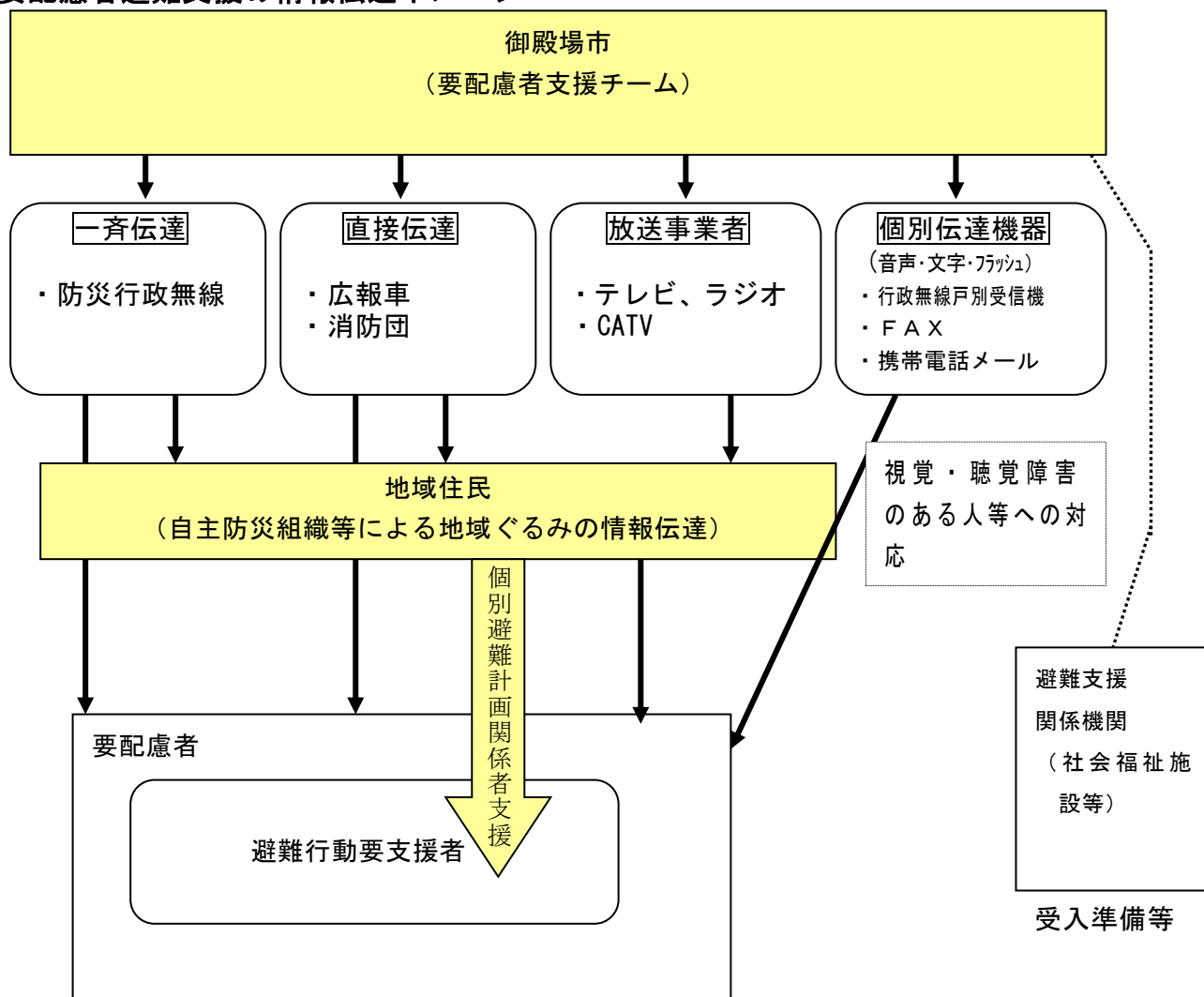
3 発災時の避難体制

災害発生時、地域においては1次避難場所（組・班避難場所）への集合の際、地域計画に基づいた避難行動要支援者の避難支援、安否確認を実施するよう努める。

また、不同意者名簿掲載者についても、発災時は非常事態と判断されることから、避難支援、安否確認を同様に実施するものとする。

ただし、避難支援、安否確認を実施することにより、他の避難者に危険が及ぶ場合や、建物倒壊等による2次災害が懸念される場合については、この限りではない。

要配慮者避難支援の情報伝達イメージ



4 要配慮者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、障害者団体等の福祉関係者、自主防災組織、民生委員児童委員、地域住民等に対し、要配慮者情報の収集、共有や避難支援プランの必要性、管理方法、要配慮者の状況に応じた避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙等を通じて普及を図る。

5 ボランティアとの連携

市及び自主防災組織は、支援活動におけるボランティアとの連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティアとの連携に配慮する。

6 避難支援訓練の実施

地域においては、要配慮者の避難支援に関する機関と協力・連携し、地域防災訓練実施の際等の機会をとらえ、要配慮者の避難支援訓練を実施するよう努める。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制

(1) 開設の周知

避難所開設責任者は、防災情報に基づき、早期に避難所を開設する。
開設にあたっては、様々な情報伝達手段により、住民への周知を図る。

(2) 避難所との連携

市は、要配慮者支援チームが中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等と連携し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対する支援を連携して実施する。

また、避難者名簿により、要配慮者の安否確認に努める。

(3) 支援体制の確認

市や自主防災組織は、平常時から、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握するように努めるとともに、要配慮者への確実な情報伝達方法について確認する。

また、市、自主防災組織、福祉関係者及び施設管理者は、避難所における要配慮者支援に関する理解を深めるため、避難所設置について関係者による情報共有を行うとともに、訓練や研修を実施することにより、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

避難所は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

また、避難所に要配慮者を優先的に収容するスペースを確保できない場合、早急に福祉避難所を開設するよう努める。また、福祉避難所までの移送について、社会福祉施設と連携し、体制を整備するものとする。

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されているなど、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等と協定を締結し、予め、福祉避難所として指定する。

(2) 福祉避難所の確保

市は、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、その人数に応じ必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営訓練の実施

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認など福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。